

介護保険負担限度額認定申請チェックリスト

郵送の場合、封入前に
必ずご確認ください。

- 被保険者氏名、生年月日、住所、被保険者番号、個人番号は正しく記入されていますか？
※個人番号確認のため、窓口でお手続きされる場合は個人番号の確認と本人確認ができるものをお持ち下さい。(裏面参照)
 - 介護保険施設に入所(入院)中の場合
施設の名称、所在地、入所(院)年月日は正しく記入されていますか？
 - 配偶者(但し、内縁関係の者も含む)の有無に○はついていますか？
※死別などは、「無」に○をつけてください。
 - (配偶者(但し、内縁関係の者も含む)が「有」の場合)
「配偶者に関する事項」の欄がもれなく記入されていますか？
 - 収入等に関する申告、非課税年金に関する申告欄がもれなく記入されていますか？
 - 預貯金等に関する申告についてもれなく記入されていますか？
預貯金額(定期預金を含む)、有価証券、その他の欄に金額が記入されていますか？
(無ければ0円と記入して下さい。)
 - 預貯金等について金額が分かるものの写しを添付されていますか？(裏面参照)
※配偶者(但し、内縁関係の者も含む)がいらっしゃる場合、お二人分必要です。
- ①通帳の写し**
- ◎銀行名・支店名・口座番号・名義の分かるページ(通帳の見開き部分)
 - ◎最終残高が分かるページと申請日から遡って**2ヶ月前**から直近までの明細のページ
※通帳を紛失した場合は、金融機関に依頼し、2ヶ月前から直近までわかる書類を提出してください。
 - ◎定期預金等のページ
※定期預金等は預金がない場合も、ないことが分かるように写しを取ってください。定期預金等が通帳には入っておらず、定期証書等の場合も写しが必要です。
※見開きのページ→残高のページ→定期のページの順に並べてください。
※通帳によっては、「貯蓄預金」のページがあります。その場合はそのページの写しも必要です。
- ②有価証券等の金額が分かるもの**
- ※「年金」受給が確認できる預貯金通帳を含む全ての預貯金通帳の写しが必要です。
(多額・小額に関わらず、全て)
 - ※鉄道共済組合の年金を受給されている方は、年金支払通知書等の写しが必要です。
 - ※窓口でのコピーも可能ですが、大変混み合いますので写しの持参にご協力ください。
- 申請者氏名記入欄は記入されていますか？
 - 申請書の同意書は記入されていますか？(記入が無い場合、受付不可)
※但し、生活保護受給者(但し生活保護受給停止者は除く)は、記入は不要です。

※上記項目に不足があると、全ての資料等が揃うまで認定審査はできませんので、ご注意ください。

※虚偽の申告により、不正にサービス費の軽減を受けた場合、介護保険法第22条1項の規定に基づき、軽減された額及び最大その2倍の加算金を返還していただくことがあります。

◎個人番号の確認と本人確認ができるものとは・・・

【本人確認又は個人番号確認ができるもの】

- ・ 個人番号カード
- ・ 運転免許証など顔写真がついている公的証明書であれば1つ
顔写真がついているものをお持ちでない場合は、公的医療保険や介護保険の被保険者証などを2つ以上お持ちください。

(例) 介護保険被保険者証と介護保険負担割合証
介護保険被保険者証と医療保険の被保険者証 など

※窓口で本人以外の方が申請される場合は、次のものをお持ちください。

- ・ 本人（対象者）の介護保険被保険者証
- ・ 申請者の本人確認ができるもの
- ・ 代理権を確認できるもの

(例) 法定代理人による申請の場合、その資格を証明する書類（後見人等登記事項証明書等）
任意代理人による申請の場合、ご本人からの委任状

※難しい場合は、本人（対象者）の介護保険被保険者証などをお持ちください。

◎預貯金等がわかる書類とは・・・

対象となる資産の種類	必要な書類
預貯金（普通・定期） ※本人、配偶者（但し、内縁関係の者も含む）名義の <u>すべての預貯金</u> が対象 ※残高がない場合も添付が必要	通帳の写し ※インターネットバンクの場合ウェブサイトの写しも可 ①金融機関名・支店名・口座番号・名義の記載ページ ※通常、通帳表紙の裏面に記載があります ②口座残高の記載ページ ※申請日の2ヶ月前から直近残高までのページ全て ※普通預金額がマイナスの場合は定期預金があります ③定期預金の記載ページ、または証書 ※定期預金が無くてもページがあれば写しが必要です
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
現金	申請書に現金保有額を記入する。

※預貯金等に含まれないもの

- ・ 生命保険、自動車、腕時計、時価評価額の把握が難しい貴金属類、絵画、骨董品、家財など
ただし、定期預金と同じ性質しか有さない生命保険等は預貯金と同等とみなす場合があります。